

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を読んで、問（1）及び（2）に答えなさい。

（設例）

株式会社Xは、Y市から受注した公共事業によって生じた物損事故（以下「本件事故」という。）の解決に向けて同市の担当者Aと協議を実施し、その対話記録（以下「本件文書」という。）を作成した後、本件文書をY市へ任意に提供した。本件文書のすべての頁には「極秘」との記載があり、Aはそのことを認識した上で本件文書を受領した。

本件事故の概要は公表されていたものの、本件事故の詳細を知りたい市民Bは、本件文書の存在を知り、Y市情報公開条例（【資料】参照。以下「本件条例」という。）に基づく本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対し、Y市長は、本件文書に本件条例7条2号ただし書および同条3号ただし書に規定する情報は記録されていないと判断した上で、Xに対して意見書提出の機会を与えることなく、非公開情報に該当する部分を除いて本件文書を開示する旨の決定を行った（以下「本件決定」という。）。

本件決定の直後にAから本件決定の理由を口頭で伝えられ、本件決定の存在を知ったXは、①意見書提出の機会をXに与えることなく行われた本件決定には手続的違法が認められること、②すべての頁に「極秘」と記載されている本件文書の全体が任意提供情報（本件条例7条3号本文）という非公開情報に該当することの2点を主張して、本件決定に対する審査請求を行うとともに、本件決定に係る執行停止を申し立てた。この執行停止の申立てが認容されたため、本件決定に基づく本件文書の開示は未だ実施されていない。

問（1）（配点：30点）

Y市の立場に立って、①に反論しなさい。その際、本件条例13条の趣旨を勘案し、本件条例全体の趣旨および本件条例の基本的仕組みも考慮に入れなさい。

問（2）（配点：20点）

Y市の立場に立って、②に反論しなさい。その際、Y市側からXに対して本件文書の「作成」を積極的に依頼した事実は認められないことを前提にしなさい。また、本件条例7条3号本文該当性については行政裁量が認められないことにも留意しなさい。

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

【資料 Y市情報公開条例（抜粋）】

(目的)

第1条 この条例は、行政文書の開示を請求する権利を明らかにし、行政文書の開示及び市政情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市等の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長……をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員……が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。……。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア [略]

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ [略]

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

一の二 [略]

二 法人その他の団体（……以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

三 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

四 [以下略]

(開示請求に対する措置等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 [以下略]

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る行政文書に本市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条……において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ただし書イ、第2号ただし書又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。……。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科
後期日程入学試験問題 法律科目試験
(行政法)

ければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書…
…を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する
日を書面により通知しなければならない。